

【仲裁料金】

別表（税別）

申立手数料 (第4条)	1件につき		50,000円
期日手数料 (第5条)	1当事者が1回につき		20,000円
成立手数料 (第6条)	1件の紛争請求額につき(Aは紛争請求額)	500万円以下	50万円
		500万円超-1,500万円以下	50万円+(A-500万円)×0.09
		1,500万円超-3,000万円以下	140万円+(A-1,500万円)×0.08
		3,000万円超-5,000万円以下	260万円+(A-3,000万円)×0.06
		5,000万円超-1億円以下	380万円+(A-5,000万円)×0.05
		1億円超-10億円以下	630万円+(A-1億円)×0.04
		10億円超-50億円以下	4,230万円+(A-10億円)×0.028
		50億円を超える場合	運営委員会が定める
	請求金額の算定ができない場合、1件につき(第6条第2項)		100万円
			500万円
		1,000万円	
		3,000万円	
		1億円	

* 上記料金には、期日開催のための会議室使用料は含まれていない。